

岐阜県公報

号外 (十) 平成三十年四月一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

(同) 一

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 六

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 一

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県規則第四十号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表中地域スポーツ課の項を削り、同表食肉衛生検査所の項中「食肉衛生検査所」を「中央食肉衛生検査所」に改め、同表中央子ども相談センターの項中「及び調理師」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成三十年四月一日

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則
 岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表（第一条関係）

区	分	定	数
知事直轄組織			三五人
総務部			四四二人
清流の国推進部			一一六人
危機管理部			六二人
環境生活部			三四二人
健康福祉部			八三六人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）			三四六人
農政部			七三六人
林政部			二五七人
県土整備部			五九二人
都市建築部（企業会計職員を除く。）			一五八人

出納事務局 三三人

計 三、九五四人

情報科学芸術大学院大学 二九人

都市建築部（企業会計職員に限る。） 六四人

計 九三人

合 計 四、〇四七人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

別表第二飛騨県事務所長の部一の項第一号中「高山土木事務所」の下に、「宮川上流河川開発工事事務所」を加える。

別表第三県事務所長の部二の項第一号中「機関」の下に「（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に掲げる地方機関及び同規則第九条の表中欄に掲げる課、出張所等をいう。）」を加え、同部二十三の項第一号、第四

号、第九号、第十二号、第十四号から第十八号まで、第二十号から第二十三号まで及び第二十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第七十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第八十号とし、同項第七十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十九号とし、同項第七十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十八号とし、同項第七十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十七号とし、同項第六十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十六号とし、同項第六十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十五号とし、同項第六十七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十四号とし、同項第六十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十二号とし、同項第六十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十一号とし、同項第六十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七十号とし、同項第六十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十九号とし、同項第六十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十八号とし、同項第六十七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十六号とし、同項第六十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十四号とし、同項第六十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第六十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十一号とし、同項第五十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十四号とし、同項第五十七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十三号とし、同項第五十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第五十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十一号とし、同項第五十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十号とし、同項第五十三号を第五十九号とし、「規定による」に改め、同号を同項第六十号とし、同項第五十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項第五十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項第四十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

69 省令第八条の三十八の十一の規定に係る産業廃棄物の処理に関する報告書の提出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十三の項第六十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十七号とし、同項第六十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十六号とし、同項第五十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十五号とし、同項第五十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十四号とし、同項第五十七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十三号とし、同項第五十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第五十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十一号とし、同項第五十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六十号とし、同項第五十三号を第五十九号とし、「規定による」に改め、同号を同項第六十号とし、同項第五十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項第五十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項第四十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

54 令第六条の七の二の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出を受けること。

55 令第十六条の四の規定による有害使用済機器保管等業者からの廃止の届出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十三の項第四十八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第四十七号中「第十九条の三」の下に「(法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第五十一号とし、同項第四十六号中「第十九条第一項」の下に「(法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第五十号とし、同項第四十五号中「第十八条第一項」の下に「(法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第四十九号とし、同項第四十四号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

48 法第十七条の二第一項の規定による有害使用済機器保管等業者からの届出又は変更の届出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十三の項第四十三号中「規定により」を削り、同号を同項第四十六号とし、同項第四十二号を第四十五号とし、第四十一号を第四十四号とし、同項第四十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第三十九号を第四十二号とし、第三十八号を第四十一号とし、同項第三十七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十五号を第三十八号とし、第三十一号から第三十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第二十九号を第三十二号とし、第二十八号を第三十一号とし、第二十七号を第三十号とし、第二十六号の次に次の三号を加える。

27 法第十二条の七第二項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請書の提出を受けること。

28 法第十二条の七第七項の二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請を受けること。

29 法第十二条の七第九項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の届出を受けること。

別表第三県事務所長の部三十四の項第三号、第四号及び第八号中「規定により」を

「規定による」に改め、同項第十三号中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第十五号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同部三十五の項及び三十六の項を次のように改める。

三十五及び三十六 削除

別表第三県事務所長の部四十三の項中第二十五号を二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

25 施行規則第三十六条の三十二の四、第三十六条の三十五第二項、第三十六条の三十九の二及び第三十六条の三十九の三の規定による事故が発生した場合の報告を受けらるること。

別表第三保健所長の部一の項中「及び医療法施行令」を、「医療法施行令」に改め、「施行令」という。)の下に「及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項中「施行規則」という。)」を加え、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「規定による」を「規定により」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

30 施行規則第九条の十五の二の規定により診療体制が確保されていることを認めること。

別表第三保健所長の部中十七の二の項を削り、十八の項を次のように改める。

十八 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下この項中「法」という。)及び住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号。以下この項中「省令」という。)の施行に	1 法第三条第一項の住宅宿泊事業を営む旨の届出を受けること。 2 法第三条第四項の規定による届出事項の変更の届出を受けること。 3 法第三条第六項の規定による廃業等の届出を受けること。 4 法第三条第七項の規定により保健所設置市等の長に通知すること。 5 法第八条第一項(法第三十六条において読み替へ
--	--

関する事務

- て準用する場合を含む。)の規定により宿泊者名簿の提出を要求すること。
- 6 法第十四条の規定による届出住宅に人を宿泊させた日数等の報告を受けること。
- 7 法第十五条の規定により必要な措置を命ずること。
- 8 法第十六条第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 9 法第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ずること。
- 10 法第十六条第三項の規定により命令及びその理由を通知すること。
- 11 法第十七条第一項の規定により報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 12 法第四十一条第二項の規定により必要な措置を命ずること。
- 13 法第四十五条第二項の規定により報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 14 省令第四条第五項の規定により住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させること。
- 15 省令第四条第六項の規定により書類の一部を省略させること。
- 16 省令第四条第七項の規定により届出番号を通知すること。

別表第三県保健所長の部十九の項第一号中「及び西濃保健所長」を、「西濃保健所長及び飛騨保健所長」に改め、同項第二号中「規定により」を「規定による」に改め、同

項第六号中「及び西濃保健所長にあつては」を、「西濃保健所長及び飛騨保健所長にあつては」に、「から」を「に対し」に、「受理する」を「させる」に改め、同項第七号中「及び西濃保健所長にあつては」を、「西濃保健所長及び飛騨保健所長にあつては」に改め、同部第三十八の項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同項第九号中「規定により」を削り、同号を同項第四号とし、同項第十号を第五号とし、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同項第十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十四号を第九号とし、同表岐阜地域福祉事務所長の部六の項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

25 施行規則第三十六条の三十二の四、第三十六条の三十五第二項、第三十六条の三十九の二及び第三十六条の三十九の三の規定による事故が発生した場合の報告を受けること。

別表第三精神保健福祉センター所長の部一の項第四号及び第六号中「通知する」を「通知し、審査を求める」に改め、同項第八号中「この項」の下に「(第十六号を除く。)」を加え、同項第九号中「の通知をする」を「通知する」に改め、同項第十一号及び第十五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十六号中「交付すること」の下に「(新たな精神障害者保健福祉手帳を交付することについては、申請者の居住地が岐阜市である場合に限る。)」を加え、同表子ども相談センター所長の部一の項中「昭和二十三年厚生省令第十一号。」を削り、同項第二十六号中「規則」を「施行規則」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項中第二十五号を第三十号とし、第二十二号から第二十四号までを五号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項から第三項まで及び第五項」に、「徴収をする」を「徴収する」に改め、「費用の徴収を」の下に「私人に委託し、又は」を加え、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 法第五十六条第四項の規定により報告又は必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

22 法第三十三条の六第三項の規定により必要な連絡及び調整を図ること。

23 法第三十三条の六第四項の規定により児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項第十八号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十一項」に改め、「を行わせ、」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第十七号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、「を行わせ、」を削り、同号を同項第十九号とし、同項中第十五号及び第十六号を削り、第十四号を第十八号とし、第十一号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十号中「規定により」を「規定による」に改め、「を受けること」を削り、同号を同項第十四号とし、同項中第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

9 法第二十八条第二項の規定により家庭裁判所の承認を得て措置期間を更新すること。

10 法第二十八条第三項の規定により引き続き措置をすること。

11 法第二十八条第四項の規定による家庭裁判所からの指導措置に係る勧告を受け、又は同項の規定により報告及び意見等を行うこと。

12 法第二十八条第六項及び第七項の規定による家庭裁判所からの指導措置に係る勧告を受けること。

別表第三建築事務所長の部三の項第一号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第二号中「第三十四条第十四号」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「。次号及び第五号において同じ」を削り、同項第五号中「第三十五条第二項」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「通知をし、及び不許可の処分を通知する」を「通知をする」に改め、同項第六号、第七号及び第十号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十一号中「建ぺい率等」を「建蔽率等」に改め、同項第十二号中「第四十一条第二項ただし書」の下に「(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第十三号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項ただし書」に改め、同項第十四号中「国の機関」の下に「又は都道府県等」を加え、同項第二十五号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同項第二十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第二十七号中「市町村の」の下に「長の」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三子ども相談センター所長の部一の項の改正規定は平成三十年四月二日から、別表第三保健所長の部十七の二の項を削る改正規定及び同部十八の項の改正規定は平成三十年六月十五日から施行す

る。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三の項課長専決事項の欄第一号中「再審査請求」の下に、「法第二十四条（法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下採決」を加える。

別表第三秘書課の表に次のように加える。

二 表彰、礼遇等
に関する事務

1 岐阜県議会議
員勤続者の礼遇
に関する規程（昭
和三十年告示第
五百九十五号。
以下この号にお
いて「規程」と
いう。）第二条の
き章の贈呈及び
規程第三条の表
彰の決定

別表第三人事課の表十一の項中「表彰、礼遇等」を「表彰」に改め、同項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とする。
別表第三行政管理課の表を削り、別表第三法務・情報公開課の表の次に次のように加える。

行政管理課

事務の種類 一 岐阜県行政査察規程（昭和五十二年訓令甲第十四号。以下この項中「規程」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 規程第五条の行政査察の通知
---	---------	--------	---------------------------

別表第三稅務課の表四の項部長専決事項の欄第五号を削り、同項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
別表第三清流の国づくり政策課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、同表の次に次のように加える。

地域振興課

事務の種類 一 地方税法（以下この項中「法」という。）の施行事務（法第三十七条の二第一項第一号及び第	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 法の施行に関する事務
---	---------	--------	------------------------

三百十四条の七
第一項第一号に
掲げる寄附金の
うち百万円未満
のもの受入れ
に限る。)

別表第三地域スポーツ課の表に次のように加える。

八 岐阜県スポーツ科学センター 条例(平成二十八年条例第四十八号。以下この項中「条例」という。)の施行 事務			1 条例の施行に関する 事務
--	--	--	-------------------

別表第三廃棄物対策課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第十二条の六第二項」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十九条の五第一項」の下に「(法第七條の二第三項において準用する場合及び法第十九條の十第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「第十九條の十第一項」を「第十九條の十一第一項」に改め、「第二十一條の二第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「法」の下に「第十二條の七第十項及び」を加え、「熱回収施設の」を「規定による」に改め、同欄第四号中「第十五條の十九第四項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第五條の五の」の下に「規定による」を加え、「第十九條の八の」を「第十九條の八に規定する」に改め、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項を九の項とする。

別表第三環境管理課の表中十九の項を二十の項とし、十五の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成十八年条例第四十七号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成十八年規則第二百八号。以下この項中「規則」という。)の施行事務

1 条例第八條第一項及び第三項、第二十一條、第二十二條並びに第二十六條の規定による措置命令

1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務

別表第三岐阜地域環境室の表一の項部長専決事項の欄第七号中「第十九條の三」の下に「(法第十七條の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第三医療整備課の表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項から十六の項までを一項ずつ繰り上げ、十七の項を削り、十八の項を十六の項とし、十九の項から二十五の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の次に次のように加える。

国民健康保険課

事務の種類 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下この項中「法」という。)及び国民	副知事専決事項	部長専決事項 1 法第十七條第一項の組合の設立の認可 2 法第二十五條第一項(法第八十六條において	課長専決事項 1 部長専決事項を除く法及び算定政令の施行に関する事務
---	---------	---	---------------------------------------

<p>健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下この項中「算定政令」という。）の施行事務</p>		<p>読み替えて準用する場合を含む。）の理事の処分に係る指揮</p> <p>3 法第三十二条第二項（法第八十六条において準用する場合を含む。）の組合の解散の認可</p> <p>4 法第四十五条第三項の診療報酬の額の認可</p> <p>5 法第四十五条の二第一項の規定による保険医療機関等に対する報告徴収等</p> <p>6 法第六十五条第四項の規定により市町村からの委託を受けて行う不正利得の徴収等</p> <p>7 法第七十五条の四第一項の規定による再審査の要求</p> <p>8 法第七十五条の五第一項及び第二項の規定に</p>					<p>よる勧告等</p> <p>9 法第八十条第一項の滞納処分の認可</p> <p>10 法第八十二条の二第一項及び第六項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の決定等</p> <p>11 法第八十二条の三第一項から第三項までの規定による標準保険料率の算定等</p> <p>12 法第八十四条第一項の連合会の設立の認可</p> <p>13 法第八十九条第一項の審査委員会の権限の行使に係る承認</p> <p>14 法第八十八条第一項から第五項までの規定による組合等への改善の命令等</p> <p>15 算定政令第三条第二項（算定政令附則第三条第二項において</p>		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

		<p>読み替えて準用する場合を含む。の規定による勧告</p> <p>16 算定政令第五条第十項及び第十一項の規定による勧告及び報告</p> <p>17 算定政令第六条第五項の規定による弁明の機会との付与</p> <p>18 算定政令第七条第一項及び第二項の規定による弁明の機会との付与</p> <p>19 算定政令第二十四条第三項の規定による特別高額医療費共同事業交付金の収納事務の委託</p> <p>20 算定政令第二十五条第二項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金の支払事務の委託</p>
<p>別表第三生活衛生課の表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項の次に次のように加える。</p>	<p>二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>1 法第四十四条第四項の規定による徴収の請求を受けたときの処分</p> <p>2 法第七十二条第一項の規定による保険医療機関等に対する報告徴収等</p> <p>3 法第二百二十七条において準用する国民健康保険法第八十九条第一項の審査委員会の権限の行使に係る承認</p> <p>4 法第三百三十四条第二項の規定による保険者に対する報告徴収等</p> <p>5 法第五百二十二条第一項の規定による高齢者医療制度関係業務に関する報告徴収等</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>十 種苗法(平成</p>	<p>別表第三地域福祉課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、「第三号まで」の下に「若しくは第五号」を加える。 別表第三岐阜地域産業労働室の表三の項課長専決事項の欄第九号中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同欄第十一号中「第四十三条後段」を「第四十三条」に改め、同表中四の項を削り、五の項を四の項とする。 別表第三農産園芸課の表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。</p>	<p>二十二 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下この項中「法」という。)、住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号。以下この項中「省令」という。)、及び岐阜県住宅宿泊事業条例(平成三十年条例第三十八号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>1 法第四十二条第二項の規定による国土交通大臣に対する要請</p>	<p>1 法第六十条第</p>	<p>1 部長専決事項を除</p>	<p>1 部長専決事項を除く法、省令及び条例の施行に関する事務</p>	<p>十年法律第八十三号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第六十条第</p>	<p>1 部長専決事項を除</p>	<p>1 部長専決事項を除く法、省令及び条例の施行に関する事務</p>	<p>十年法律第八十三号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>				
<p>1 部長専決事項を除</p>	<p>1 部長専決事項を除</p>	<p>1 部長専決事項を除く法、省令及び条例の施行に関する事務</p>	<p>十年法律第八十三号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>				
<p>1 部長専決事項を除</p>	<p>別表第三治山課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第三項の協議への同意」を「同条第二項の意見の具申」に改め、同欄第九号中「資料等の提出」を「規定による報告又は資料の提出」に改め、同欄第十号中「第二項第六号の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第三項第二号</p>	<p>別表第三農地整備課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第三項の協議への同意」を「同条第二項の意見の具申」に改め、同欄第九号中「資料等の提出」を「規定による報告又は資料の提出」に改め、同欄第十号中「第二項第六号の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第三項第二号</p>	<p>一項の規定による指定種苗の表示命令、表示変更命令又は販売禁止命令 2 法第六十条第二項の規定による表示基準の遵守命令 3 法第六十一条第三項の規定による公表 4 法第六十五条の規定による報告命令等</p>				

の」の下に「規定による」を加える。

別表第三砂防課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第三項の協議への同意」を「同条第二項の意見の具申」に改め、同欄第九号中「資料等の提出」を「規定による報告又は資料の提出」に改め、同欄第十号中「第二項第六号の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第三項第二号の」の下に「規定による」を加える。

別表第三住宅課の表五の項部長専決事項の欄第二号中「第四条第五項」を「第四条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「。次号において同じ」を削り、同欄第三号中「第四条第六項」を「第四条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三生活衛生課の表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項の次に一項を加える改正規定は、平成三十年六月十五日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般

各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 第六条及び第七条の規定にかかわらず、土木事務所道路課において所掌させる事務で、課長専決事項のうち、定型的な事項については、道路調整監が専決することができるものとする。

別表第十九の項中「県事務所」の下に、「岐阜県税事務所」を加える。

別表第二県事務所の表二十九の項所長決裁事項の欄第十五号中「第十九条の三」の下に「（法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表五十九の項所長決裁事項の欄第八号中「第三十七条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第二十条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十三条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十四条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十六条第三項の」を「第三十六条第四項の規定による」に改め、同表中六十の項を削り、六十一の項を六十の項とし、別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第九号中「保全差押」を「保全差押え」に改め、同欄第七号中「過誤納金等」を「県税」に改め、同欄第十八号を次のように改める。

18 県税の納税義務又は納入義務の免除

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄中第二十号から第二十二号までを削り、第二十三号を第二十号とし、第二十四号から第二十八号までを三号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第八号を次のように改める。

8 県税の徴収猶予及びこれに関連する事務（所長決裁事項を除く。）

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項課長専決事項の欄第十号を次のように改める。

10 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項に規定する免税軽油の承認

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項課長専決事項の欄第十三号を削る。別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項中「及び医療法施行令」を「、医療法施行令」に改め、「昭和二十三年政令第三二六号」の下に「及び医療法施行規則（昭和二十三年省令第五〇号）」を加え、同項所長決裁事項の欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十三号中「提出の命令」を「提出命令」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同欄に次の一号を加える。

20 施行規則第九条の十五の二の規定による診療体制が確保されていることの認定

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表一の項課長専決事項の欄第八号中「診療所及び」を「診療所又は」に改め、同表中十九の二の項を削り、二十の項を次のように改める。

<p>二十 住宅宿泊事業法(平成二九年法律第六五号)及び住宅宿泊事業法施行規則(平成二九年省令第二号)の施行事務</p>	<p>1 法第十五条の規定による業務の改善命令 2 法第十六条第一項の規定による業務の停止命令 3 法第十六条第二項の規定による業務の廃止命令 4 法第十六条第三項の規定による命令及びその理由の通知 5 法第四十一条第二項の規定による業務の改善命令</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
--	--	----------------------------------

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第一号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同欄第三十四号を第四十二号とし、第三十号から第三十三号までを八号ずつ繰り下げ、同欄第二十九号中「第五十六条」を「第五十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、「費用の徴収の」の下に「私人への委託又は」を加え、同号を同欄第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

37 法第五十六条第四項の規定による報告又は必要な書類の閲覧若しくは資料提供の要求

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第二十八号を第三十五号とし、第二十五号から第二十七号までを七号ずつ繰り下げ、同欄第二十四号中「相談その他の日常生活上の援助等」を「規定による児童自立生活援助」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

30 法第三十三条の六第三項の必要な連絡及び調整

31 法第三十三条の六第四項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みの勧奨

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第二十三号を第二十八号とし、同欄第二十二号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十一項」に改め、同号

を同欄第二十七号とし、同欄第二十一号中「第三十三条第八項の規定による」を「第三十三条第十項の」に改め、同号を同欄第二十六号とし、同欄第二十号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同号を同欄第二十五号とし、同欄第十九号中「第三十三条第六項」を「第三十三条第八項」に改め、同号を同欄第二十四号とし、同欄第十八号中「規定による岐阜県児童福祉審議会の意見聴取」を「家庭裁判所の承認の申立て」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第十七号中「第三十三条第四項」の下に「から第六項まで」を加え、同号を同欄第二十二号とし、同欄第十六号を第二十一号とし、同欄第十五号中「規定による」を削り、同号を同欄第二十号とし、同欄第十四号を第十九号とし、同欄第十三号中「第三十条の二の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十八号とし、同欄第十二号中「第二十九条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 法第三十条第一項及び第二項の規定による同居届及び同居をやめた旨の届出の受付

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第十一号の次に次の四号を加える。

12 法第二十八条第二項の規定による措置期間の更新

13 法第二十八条第三項の規定による措置の継続

14 法第二十八条第四項の規定による家庭裁判所からの指導措置に係る勧告の受付等

15 法第二十八条第六項及び第七項の規定による家庭裁判所からの指導措置に係る勧告の受付

別表第二子ども相談センターの表一の項課長専決事項の欄第一号中「までの」の下に「規定による」を加える。

別表第二建築事務所の表三の項所長決裁事項の欄第一号中「第三十四条第十四号の」を「第三十四条第十四号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」の規定による」に改め、同欄第二号中「次号において同じ」を削り、同欄第三号中「第三十五条第一項」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第六号中「建ぺい率等」を「建蔽率等」に改め、同欄第七号中「第四十一条第二項ただし書」の下に「(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第九号中「国の機関」の下に「又は都道府県等」を加え、同欄第十五号中「第三十六条第一項第三号ホの」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二子ども相談センターの表一の項の改正規定は平成三十年四月二日から、別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表十九の二の項を削る改正規定及び同表二十の項の改正規定は平成三十年六月十五日から施行する。

平成三十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社